

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

- 一 昭和四十八年五月十七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となった者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めること。（附則第二項、第四項、第十三項及び第十四項関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。